

# 日本語教育機関認定法における 新たな国家資格「登録日本語教員」制度について」



Japanese Language Education

令和6年2月15日(木)

文化庁 国語課



# 日本語教育機関認定法について

1. 法の概要
2. 認定制度の概要
3. 教員の資格
4. 登録制度の概要
5. その他

※本法に係る事務は、4月以降は、総合教育政策局日本語教育課(仮称)に移管予定。

# 1. 法の概要

# 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

## 趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

## 概要

### 1. 日本語教育機関の認定制度の創設

#### (1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

#### (2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

#### (3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

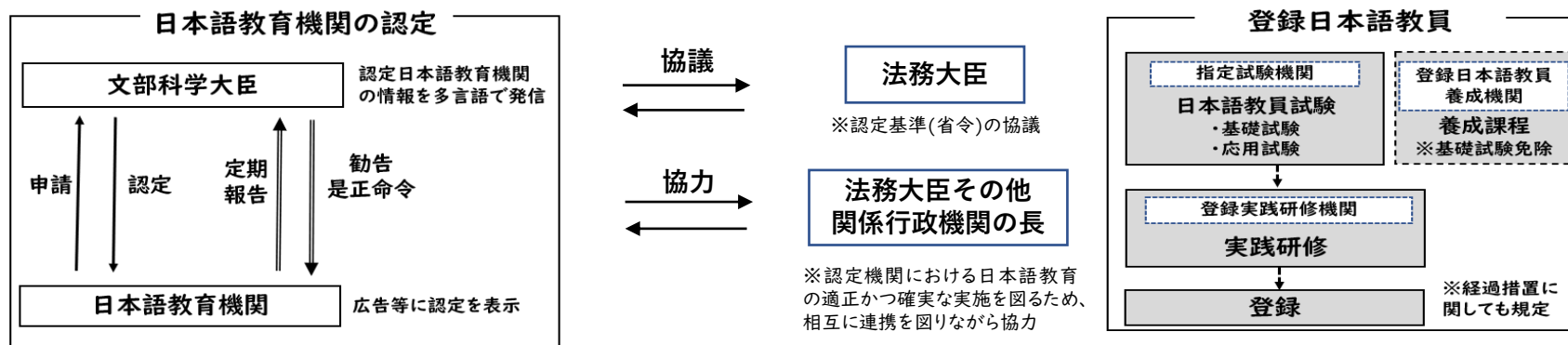
※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

### 2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



## 施行期日

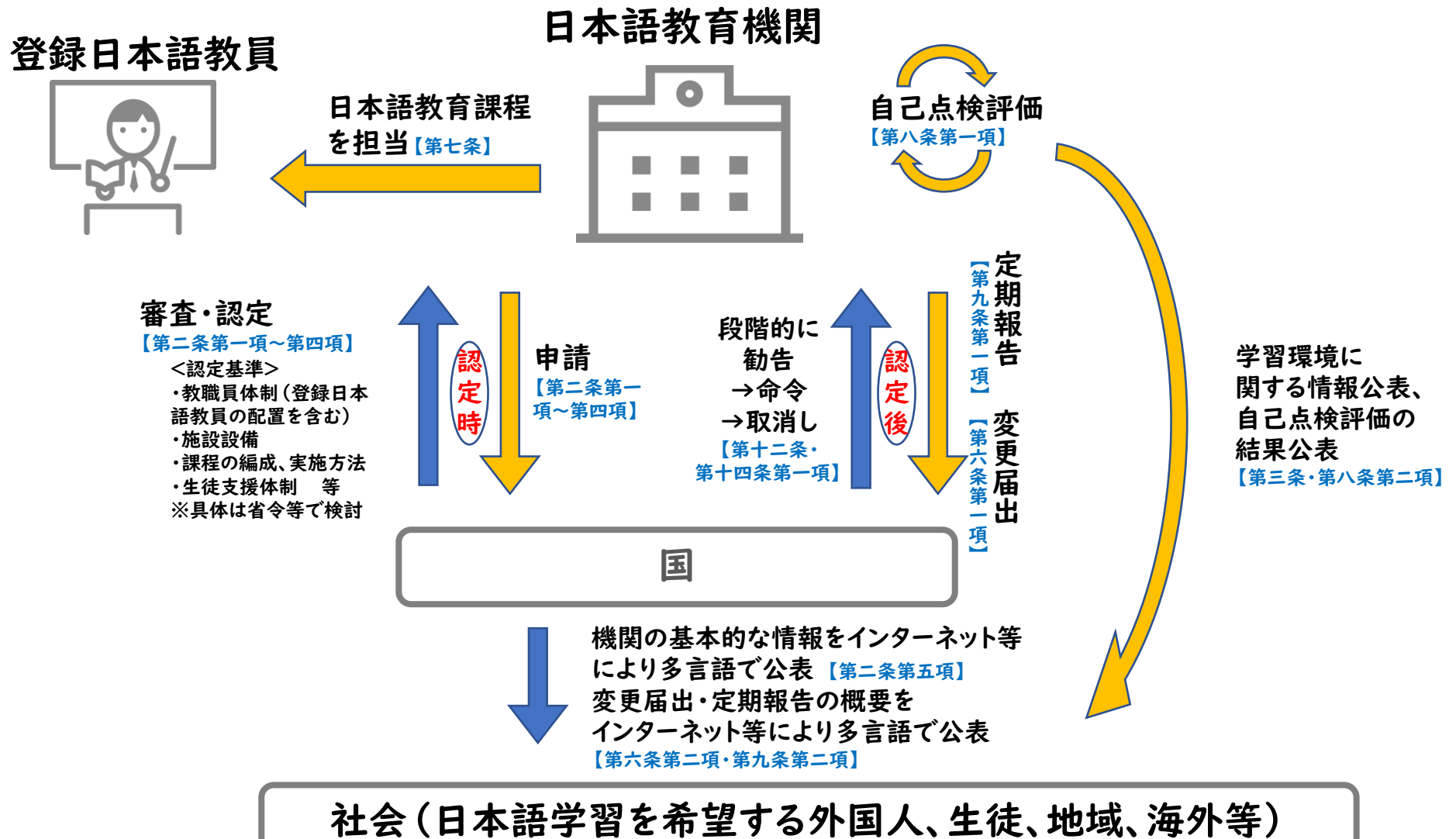
令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）



## 2. 認定制度の概要

# 認定日本語教育機関制度の概要

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



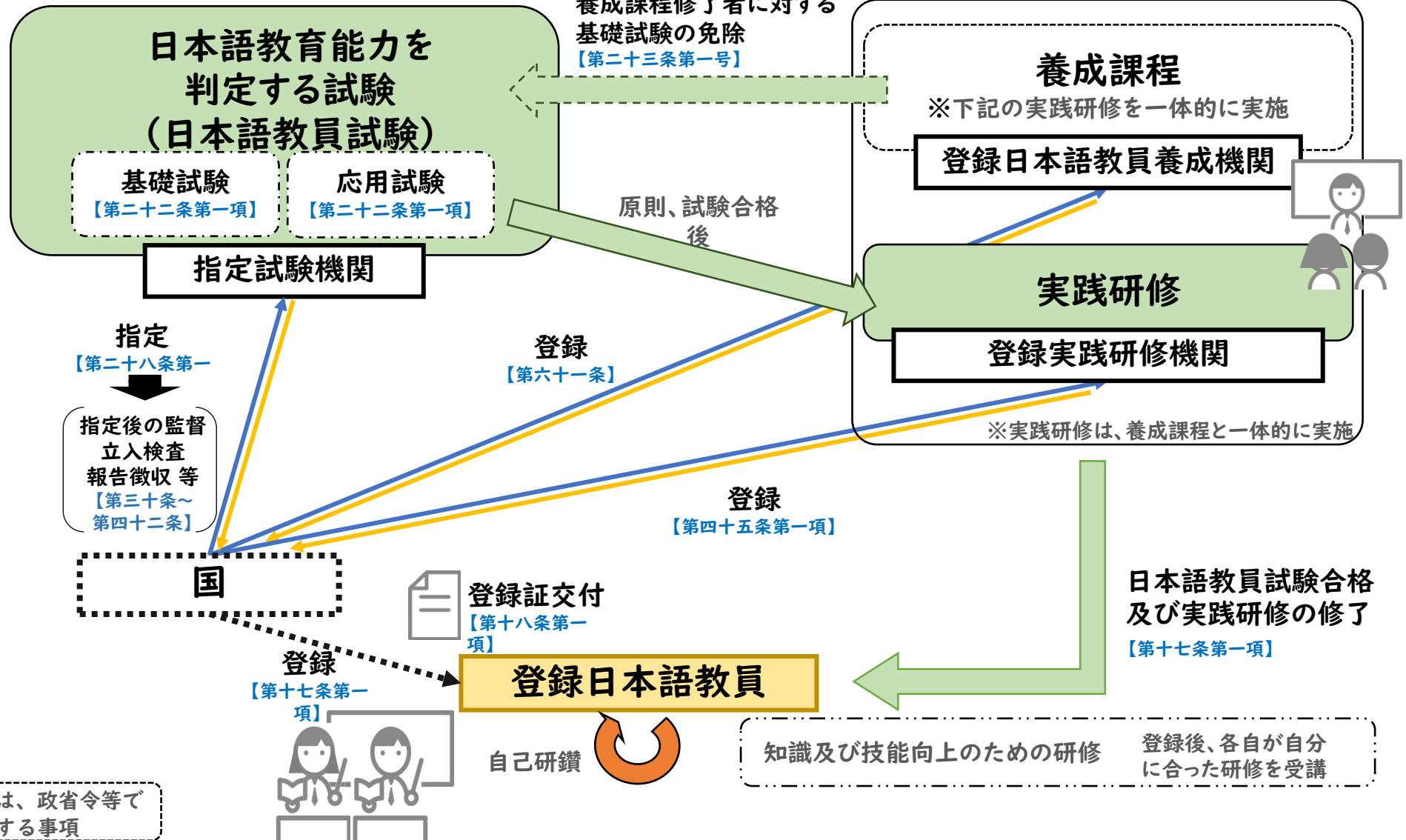
# 3. 登録制度の概要



# 認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



※灰色は、政省令等で検討する事項

# 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録手順

- 登録日本語教員の養成を希望する大学、専修学校、各種学校、その他教育機関が文部科学省に登録を申請。
- 一機関が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請し、登録を受けることも可能。
- 審査は審議会において、登録要件、研修事務規程の認可の可否、養成業務規程の変更命令の可否を審査。
- なお、登録日本語教員養成機関で養成課程を修了した者も登録実践研修機関で実践研修の修了が必要。  
※登録日本語教員養成機関が養成課程と併せて教育実習を実施する場合、登録実践研修機関の登録を受け、実践研修として位置づけることとなる。

※一機関が両方の登録を受け、実践研修と養成課程を一体的に実施することも可能。

## 文部科学省 審議会

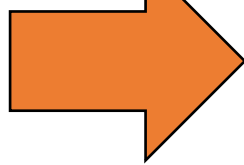
### 登録実践研修機関の登録

- 登録要件の確認
  - ・省令で定める科目を実施しているか
  - ・科目の指導時間数が省令で定める時間数以上か
  - ・指導者が省令で定める資格・経験を有しているか
- 研修事務規程の認可の審査

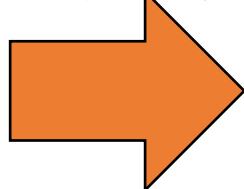
### 登録日本語教員養成機関の登録

- 登録要件の確認
  - ・省令で定める科目を実施しているか
  - ・科目の授業時間数が省令で定める時間数以上か
  - ・教授者が省令で定める資格を有しているか
- 養成業務規程について変更命令の可否を審査

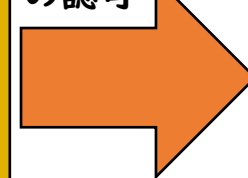
登録実践研修  
機関の登録の  
申請



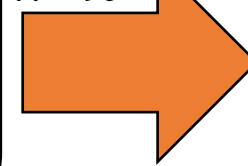
登録日本語教員  
養成機関の  
登録の申請



登録実践研修  
機関の登録  
研修事務規程  
の認可



登録日本語教員  
養成機関の登録  
養成業務規程の  
届出受理



登録実践  
研修機関  
として実  
践研修を  
実施

登録日本  
語教員養  
成機関と  
して養成  
課程を実  
施

大学、専  
修学校、  
各種学校、  
その他教  
育機関

大学、専  
修学校、  
各種学校、  
その他教  
育機関

## 4. その他

## ● (概要)

登録日本語教員の資格取得のためには、日本語教員試験に合格する必要があります。日本語教員試験においては、日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能について判定する基礎試験と、応用に関する知識及び技能について判定する応用試験が実施されます。

## ● (試験の免除)

登録日本語教員養成機関の実施する日本語教員養成課程を修了した方は、日本語教員試験の基礎試験が免除されます。また、登録日本語教員の資格取得に係る経過措置により、一定の要件を満たす方は試験が免除されます。(詳細は「1.5. 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について」に記載。)ただし、経過措置により基礎試験と応用試験の両方の免除を受ける場合であっても、登録日本語教員になるためには、手数料を支払って日本語教員試験に出願し、経過措置の対象であることの確認を受け、日本語教員試験の合格証書を入手する必要があります。

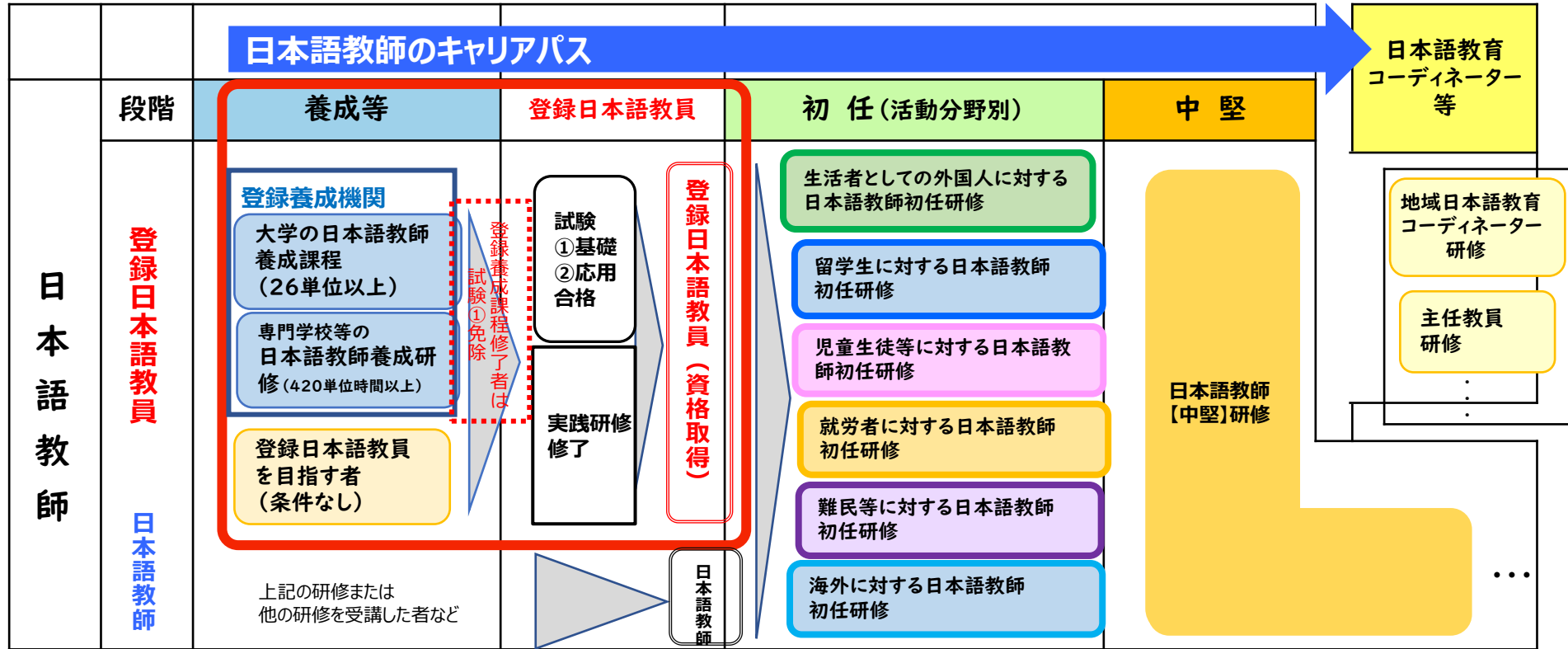
## ● (試験の実施時期)

第一回目の試験は、令和6年秋頃に文部科学省が実施することとしており、出願の受付は夏頃に開始する予定です。

# 新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが新制度関係



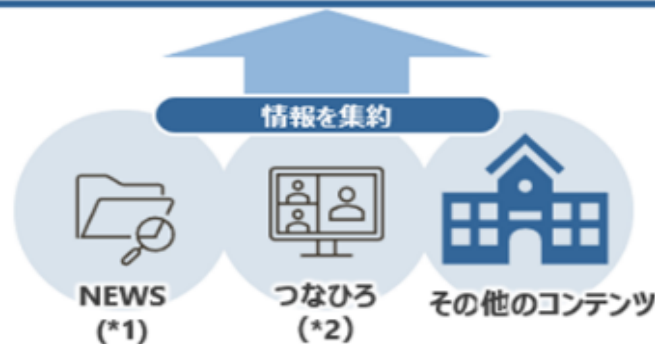
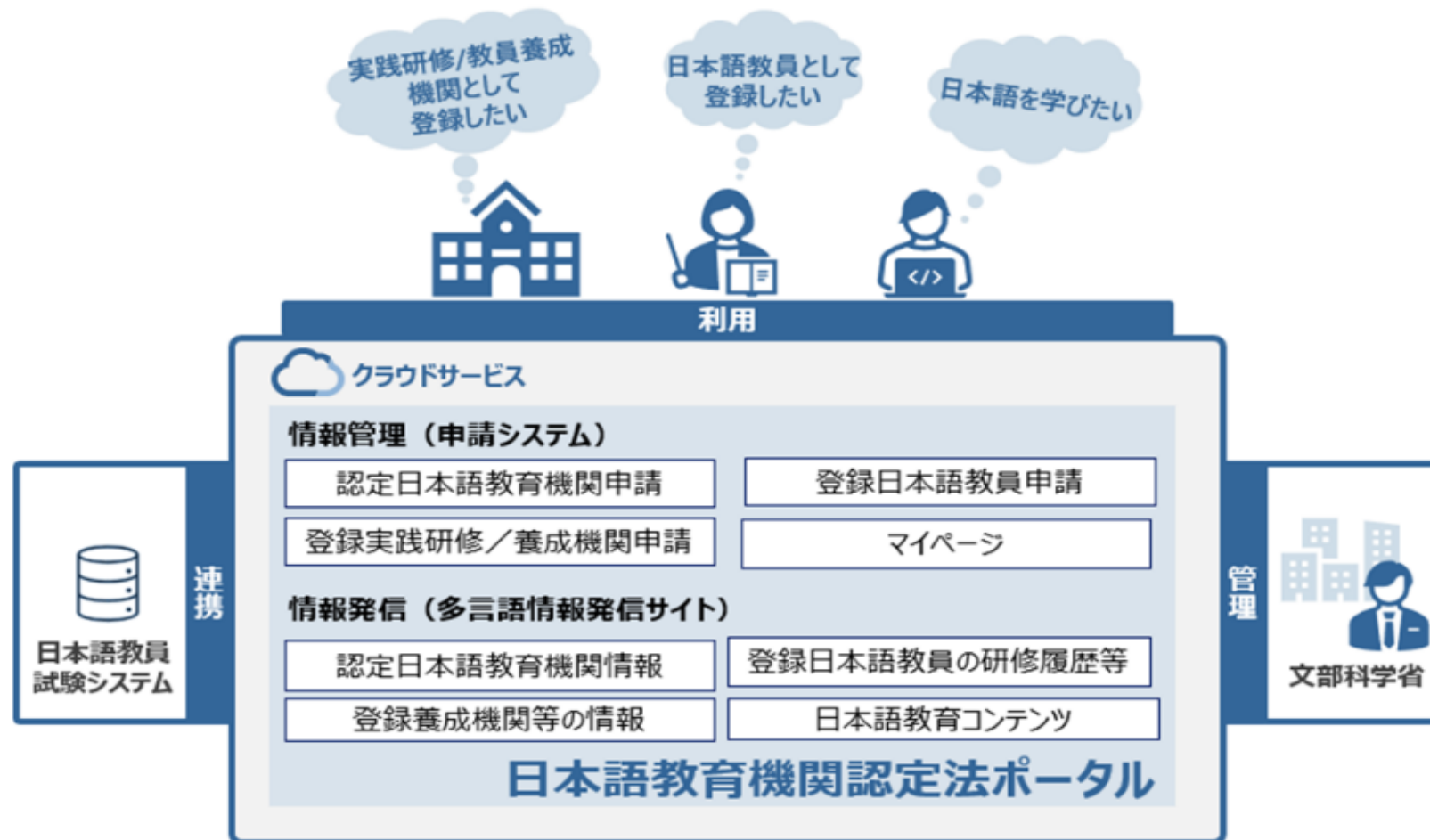
- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者の育成・確保を推進



日本語教育人材		研修受講対象	養成・研修実施機関	研修単位時間数の目安
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関	26～45単位 (420単位時間以上)
	初任	○日本語教師【養成】を修了し、当該分野で0～3年程度の者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関	30～90単位時間
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験 (2400単位時間以上) を有する者	○大学等の教育研修機関	30～90単位時間
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁、地方公共団体及び大学等の教育研修機関	30単位時間
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関	30単位時間
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体、大学等の教育研修機関、NPO等	15～30単位時間

# 日本語教育機関認定法ポータルイメージ

登録日本語教員としての登録の申請は、令和6年度から随時整備されるウェブサイトである「日本語教育機関認定法ポータル」を通じて行います。認定日本語教育機関や登録日本語教員等の情報を一元的に発信するためのポータルサイトです。



(\*1) 日本語教育コンテンツ共有システム  
(\*2) 多言語ICT教材

○留学のための課程を置く日本語教育機関の認定等について

第1回：令和6年1月22日（月）10時、第2回：2月14日（水）13時、第3回：3月8日（金）13時

○就労のための課程又は生活のための課程を置く日本語教育機関の認定等について

第1回：令和6年1月24日（水）13時、第2回：2月16日（金）10時、第3回：3月4日（月）13時

○登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録等について

第1回：令和6年1月26日（金）13時、第2回：2月13日（火）10時、第3回：3月6日（水）13時

○参加登録方法や説明会の資料は、以下のホームページを御確認ください。

U R L : [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/93979301.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93979301.html)

登録日本語教員に関する説明会は、今後開催を予定しております。  
文化庁または文部科学省のホームページで公表いたしますので、しばらくお待ちください。

○関係法令や手引、**よくある質問集**などを以下のホームページに掲載していますので、御確認ください。

U R L : [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/)



### 【日本語教員試験に関すること】

Q148.具体的なスケジュールはどうなっていますか。

Q149.試験を受ける際の受験料はどうなっていますか。

Q150.登録日本語教員の登録料はいくらですか。

Q151.日本語教員試験に合格し、登録日本語教員の登録を受けないと、今後は日本語教育を行うことはできなくなってしまうのですか。

Q152.日本語教員試験の受験に際して、年齢、学歴、国籍に条件はありますか。

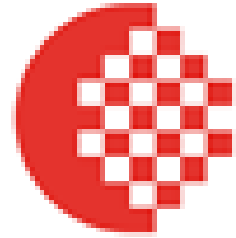
Q153.来年度の日本語教員試験について、正式な発表はいつ頃となるのでしょうか。

Q154.本年度に実施する試行試験について教えてください。

Q155.養成課程に在籍中の者は無事に修了すれば基礎試験が免除されるはずですが、終了前の在籍中に応用試験のみ受験できますか。基礎試験も受験しなければならないのでしょうか。

Q156.養成課程の修了見込みで受験した場合で、仮に予定どおり修了できなかった場合は応用試験のみ合格できますか。





文化庁